



オンライン電子納品の導入に伴い、ガイドライン及び各要領を改定する。

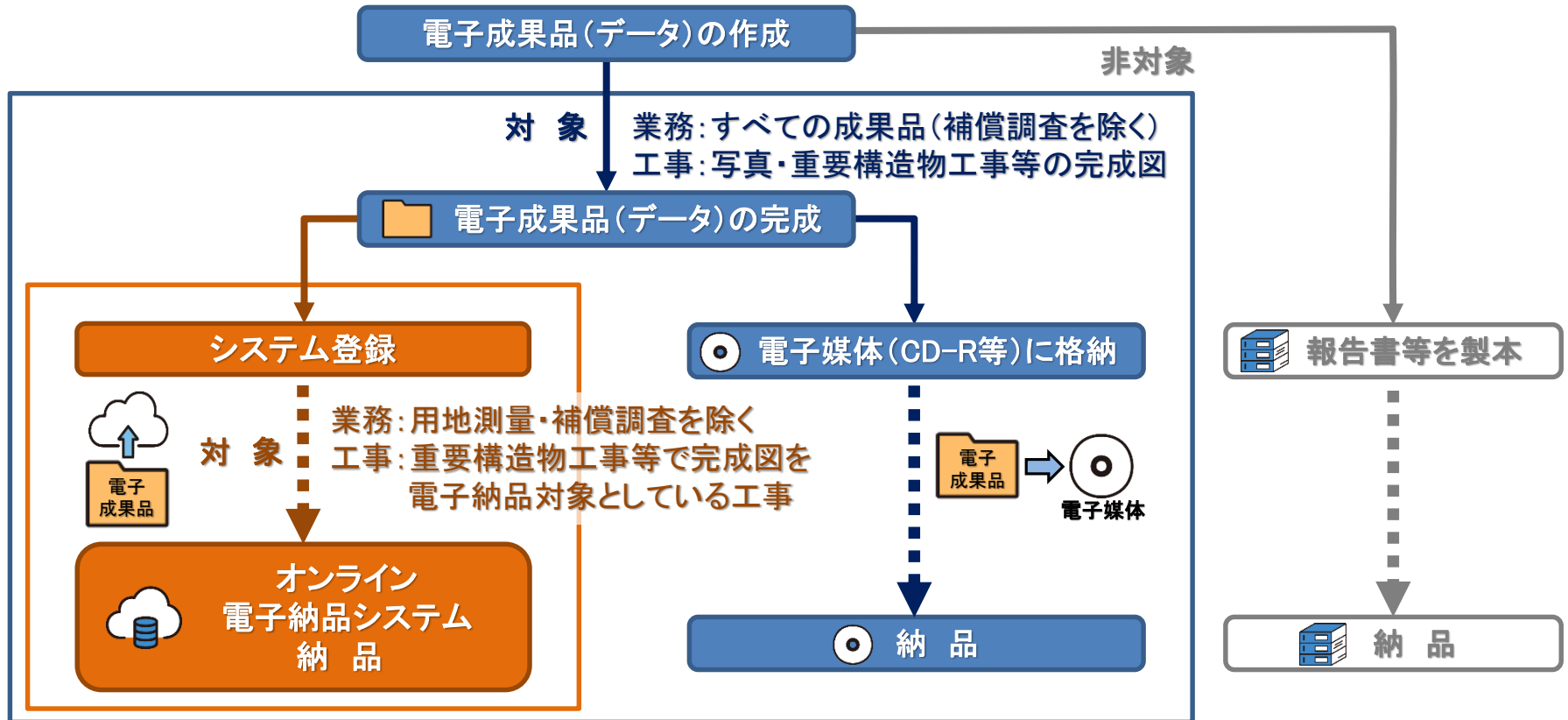
電子納品・オンライン電子納品について

電子納品

電子成果品を納品することをいう。
※電子成果品のデータ規格は電子納品ガイドライン等に基づく

オンライン電子納品

電子成果品をインターネットを介してシステムへ納品することをいう。



改定するガイドライン及び各要領と主な概要

(1) 茨城県電子納品ガイドライン (P.3)

- ・現行の**茨城県電子納品保管管理システムの廃止**及び**オンライン電子納品システムの導入**による、実運用に即したガイドラインへ改定。
- ・H13年のガイドライン策定時から記載していた電子納品に係る基本的な項目、準拠する国交省各種要領類と重複する部分については省略し、ガイドラインを全体的に簡略化した。

(2) 茨城県土木部が発注する業務・工事における オンライン電子納品試行要領 (P.7)

- ・オンライン電子納品の全面導入(業務)に併せて、対象範囲及びオンライン電子納品の手順等を要領に明記。

(3) 茨城県土木部が発注する建設工事における 情報共有システム実施要領 (P.7)

- ・情報共有システムからオンライン電子納品システムへ納品する場合の取扱いについて明記。



(1) 茨城県電子納品ガイドライン(令和6年3月版)

◎基本的に納品データの形式については、従前から変更無し。

■電子納品におけるシステムの登録先の変更

- ・茨城県電子納品保管管理システム(技術公社にて登録)から、オンライン電子納品システム(MCC)へ登録先を変更。
- ・電子納品の標準的な流れとして、受注者がオンライン電子納品システム(MCC)へ電子成果品を登録し、納品を完了させる運用に変更。

■電子納品の対象範囲

⇒ 従前から変更なし。

| 区分 | 電子納品対象 | 対象書類 |
|----|-----------------------|--------------------|
| 業務 | 設計・測量・調査 (補償調査を除く) | 共通仕様書に定めるすべての成果品 |
| 工事 | すべての工事※ | 工事写真 |
| | | 完成図面(※うち重要構造物等の工事) |



■オンライン電子納品の対象範囲

⇒ 基本的に、茨城県電子納品保管管理システムの登録対象としていたものをオンライン電子納品システムの登録対象とする。

電子納品対象案件のうち、以下を対象とする。

| 区分 | 電子納品対象 | 登録対象 |
|----|----------------------------|------|
| 業務 | すべての業務 (用地測量※1、補償調査を除く) | ○ |
| 工事 | 完成図が電子納品対象 (重要構造物等) | ○ |
| | 完成図が電子納品対象外 | △※2 |

※1 用地測量については当面の間システム登録の対象外とする。

※2 対象外工事であっても、情報共有システム活用工事は、システムへの転送機能を有し、納品の効率化が期待できるので、積極的にシステム登録を行うことを推奨する。



■ 電子納品に係る費用の考え方

- ⇒ 現行の業務等の積算基準における「印刷製本費」を「電子成果品作成費」と改め、電子成果品の作成に要する費用はこれに含まれる。
- ⇒ オンライン電子納品に要する費用は各積算基準の「間接原価」等に含まれる。

【電子成果品の作成に要する費用】

- ・業務:「印刷製本費」を「電子成果品作成費」と読み替え、これに含まれる。
- ・工事:「共通仮設費(技術管理費)」に含まれる。

【オンライン電子納品に要する費用】

- ・業務:「間接原価」等に含まれる。 ※各積算基準における諸経費等
- ・工事:「共通仮設費(技術管理費)」に含まれる。

これらの費用は、電子成果品の作成及びオンライン電子納品に係る費用であり、従前の紙媒体での成果品の作成を考慮するものではないことに留意すること。

■標準的な成果品の数量(オンライン電子納品を行う場合)

旧 茨城県電子納品保管管理システム

| 種 別 | 数 量 |
|-------------|-----|
| 電子媒体(CD-R等) | 2部※ |
| 製本 | 1部 |

※1部を保管管理システム登録用として
茨城県建設技術公社へ提出

新 MCC(オンライン電子納品システム)

| 種 別 | 数 量 |
|-------------|-----|
| 電子媒体(CD-R等) | 1部 |
| オンライン電子納品 | 1式※ |

※電子成果品データ1式をMCCへ登録



■準備機器や業務(工事)中の情報交換方法等を削除

- ・電子納品に係る使用機器や情報交換方法については、電子納品ガイドライン等を満たし、受発注者双方が閲覧可能なものであれば、いずれの方法であっても差し支えないことからガイドラインから削除した。

■事前協議チェックシートの改定・電子納品チェッカー最新版のリリース

事前協議チェックシート(参考様式)及びチェッカーを検査指導課HPにて掲載。

[電子納品チェッカーダウンロードページ／茨城県 \(pref.ibaraki.jp\)](https://pref.ibaraki.jp)



(2) オンライン電子納品試行要領(令和6年3月版)

■実施手順及びシステム登録時の留意事項

- ・受発注者が実施すべき事項(手順)、システム登録時の入力事項等を要領に明記した。

■システム上におけるデータの取扱い

- ・同システム上の設定については、**原則「非公開」として登録**する。

(3) 情報共有システム実施要領 (令和6年3月版)

■情報共有システムで処理を行った工事帳票の電子データの納品について

- ・情報共有システム活用工事(業務)において、**オンライン電子納品を行う場合は、オンライン電子納品試行要領により実施**するものとする。
- ・情報共有システムの電子成果品作成機能を使用する際は下記の形式で作成することを推奨する。
 - ① オンライン電子納品対象工事: 電子納品形式
 - ② 上記①以外の工事 : フォルダ形式